

# 坂戸都市計画生産緑地地区の変更について

# 資料 2

## 1 生産緑地地区の概要

地区	所在	面積	告示日
第13号	脚折町5丁目	0.27ha (2,734㎡)	平成4年12月9日
第14号	脚折町6丁目	0.08ha (843㎡)	平成4年12月9日
第34号	大字中新田字小六	0.09ha (907㎡)	平成4年12月9日
第65号	大字藤金字大下	0.42ha (4,152㎡)	平成22年3月5日
第70号	大字上広谷字本村	0.18ha (1,762㎡)	平成22年3月5日

## 2 変更の内容

### (1) 生産緑地地区の変更内容と変更理由

地区	変更内容	変更理由
第13号	廃止	生産緑地法第10条第2項の規定に基づき、主たる従事者が死亡したことにより、所有者から市に対して生産緑地の買取りの申出があり、同法第14条の規定に基づく行為制限が解除されたため。
第14号		
第34号	区域変更	建築基準法第42条第2項に規定する道路（幅員4m未満）の後退部分（生産緑地地区の一部）に道路が整備されたため。
第65号	区域及び面積変更	生産緑地地区内において隣接地の開発行為に伴う道路が設置されたため。
第70号	廃止	生産緑地法第10条第2項の規定に基づき、主たる従事者の心身の故障により、所有者から市に対して生産緑地の買取りの申出があり、同法第14条の規定に基づく行為制限が解除されるため。

### (2) 変更の経緯

#### ①第13号及び第14号生産緑地地区

年月日	内容
令和2年4月14日	所有者から生産緑地の買取りの申出
令和2年5月12日	所有者に対して買取りをしない旨を通知
	農業委員会に対して斡旋の依頼
令和2年7月14日 (買取申出書の提出から3月)	生産緑地法に基づく行為制限の解除

#### ②第34号生産緑地地区

年月日	内容
平成29年3月31日	建築基準法第42条第2項に規定する道路の後退部分の道路整備

#### ③第65号生産緑地地区

年月日	内容
令和元年12月18日	隣接地における開発行為に伴う道路の設置

#### ④第70号生産緑地地区

年月日	内容
令和2年5月30日	所有者から生産緑地の買取りの申出
令和2年6月9日	所有者に対して買取りをしない旨を通知
	農業委員会に対して斡旋の依頼
令和2年8月30日 (買取申出書の提出から3月)	生産緑地法に基づく行為制限の解除（見込み）

### (3) 変更後の生産緑地地区の概要（見込み）

地区	所在	面積
第34号	大字中新田字小六	0.09ha (893㎡)
第65号	大字藤金字大下	0.39ha (3,907㎡)

※第13号、第14号及び第70号については廃止。

## 3 都市計画変更の手続き

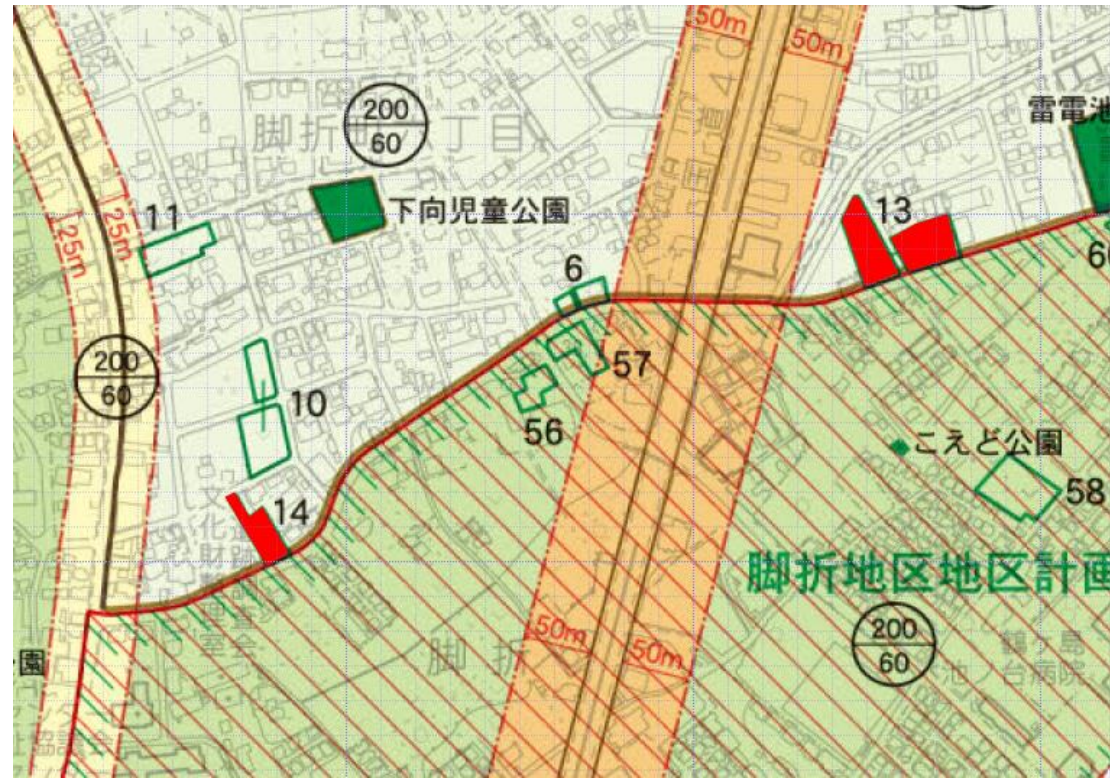
買取りの申出により行為の制限が解除された生産緑地及び道路が設置された生産緑地については、当該生産緑地の区域を変更等する必要があるため、都市計画の変更手続きを経た上で、廃止又は面積及び区域を変更することになる。

なお、市では、都市計画変更の手続きを令和2年中に行う予定である。

# 坂戸都市計画生産緑地地区の変更について

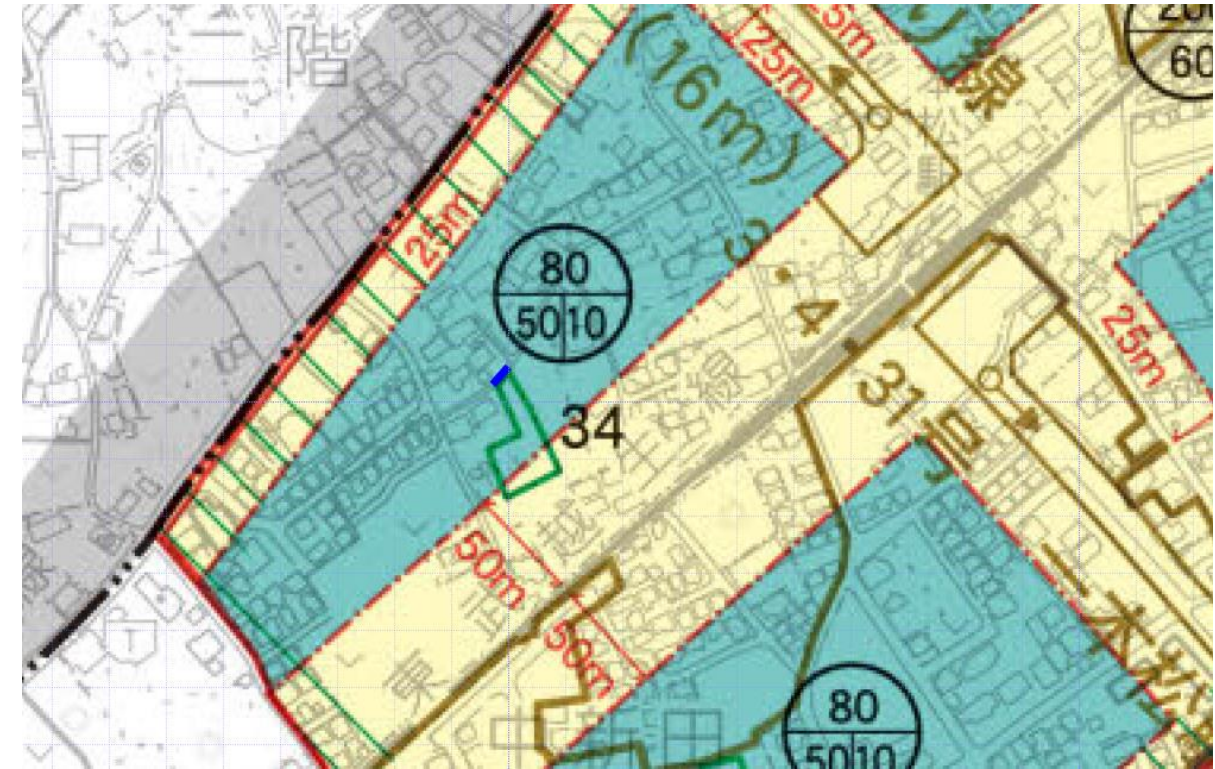
## 【位置図】

第13号（脚折町5丁目）・第14号（脚折町6丁目）



赤：行為制限が解除された生産緑地

第34号（大字中新田字小六）



青：建築基準法第42条第2項に規定する道路の後退部分が整備された生産緑地

第65号（大字藤金字大下）



青：開発行為に伴う道路が設置された生産緑地

第70号（大字上広谷字本村）



赤：行為制限が解除される生産緑地（見込み）